

支部規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款施行細則第2条に基づき、連盟の支部について定める。

2. 支部名

別表記載の支部とする。

3. 支部会員

該当する地域に属する所属希望会員。

4. 所属

会員は居住する支部に所属することができる。

5. 支部長の選出方法

- (1)支部長は、支部に所属する会員の中から選出する。
- (2)支部長の選出方法は、支部に一任する。

6. 会計

- (1)支部費の金額及び徴収方法は支部に一任する。
- (2)連盟は、支部経費の一部を補助する場合がある。

7. 報告

支部は、事務所の住所・電話番号及び支部会員名を連盟に報告する。

別表

	支部名	地 域 (都道府県名)	設置有無
1	北海道	北海道	未定
2	東北	青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島	設置
3	北関東	栃木・茨城・千葉	未定
4	南関東	東京・埼玉・神奈川	設置
5	甲信越	新潟・長野・山梨・群馬	設置
6	中部	静岡・岐阜・愛知	未定
7	北陸	富山・石川・福井	設置
8	関西	滋賀・京都・三重・奈良・和歌山・大阪・兵庫	設置
9	中国・四国	岡山・鳥取・広島・島根・山口・香川・愛媛・徳島・高知	未定
10	九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	未定